

## コンプライアンス・プログラム

制定 平成26年6月23日

改正 平成27年7月24日

株式会社証券保管振替機構

株式会社ほふりクリアリング

本会社グループ(株式会社証券保管振替機構及び株式会社ほふりクリアリングをいいます。以下同じ。)は、本会社グループの企業理念及び経営基本方針を実現するため、以下に掲げる方法によりコンプライアンスの推進を行っています。

本会社グループは、本プログラムの実践を通じて、資本市場の重要な基盤である決済インフラとして、その公共的な役割を果たしてまいります。

### 1. 組織体制の確立

株式会社証券保管振替機構執行役社長がコンプライアンス統括責任者として本会社グループのコンプライアンスを統括し、コンプライアンス担当役員及び法令等遵守責任者を置くとともに、総務部をコンプライアンス推進部門と定めており、これにより本会社グループにおけるコンプライアンスを推進してまいります。

### 2. 社内規程の整備

本会社グループにおけるすべての役員及び社員が、日常の業務遂行に当たってコンプライアンスを実践するため、必要な社内規程を整備してまいります。

### 3. 社員に対する研修の実施

コンプライアンスの意義・重要性を浸透させるため、社員に対する研修を継続して実施してまいります。

### 4. コンプライアンス・ホットラインの設置

本会社グループにおける法令等に違反する行為に係る通報又は照会窓口として、コンプライアンス・ホットラインを設置しています。また、通報又は照会を受け付けるに当たっては、コンプライアンス推進部門による社内窓口のほか、弁護士事務所による社外窓口も設けており、これにより本会社グループにおける法令等に違反する行為について速やかに認識し、必要な措置を講じてまいります。

### 5. コンプライアンスポリシーブックの作成等

役員及び社員によるコンプライアンスを意識した業務の遂行等に資するため、コンプライアンスに関して留意すべき事項を取りまとめた冊子(コンプライアンスポリシーブック)を作成・配布しており、これにより役員及び社員への周知を図ってまいります。

以 上